

「グレーゾーン事態」分析 —東シナ海における中国の活動と日本の対応を事例として—

山下 愛仁

1 はじめに

「グレーゾーン事態」という言葉は、近時、安全保障の領域で用いられ、国会や新聞紙上でもしばしば使用されている。本稿筆者も、「『グレーゾーン事態』への対応方法としての危機管理—その有用性と限界—」¹と題する論文（以下「前稿」という）を公表した。が、「グレーゾーン事態」の特徴などについて立ち入った検討は行わなかった。「グレーゾーン事態」という用語については、若干触れたに過ぎない。そこでは、「危機管理」の概念や考え方を「抑止」「対処」と対比することにより、「危機管理」が、安全保障政策を考えるうえで有用であること、さらにはその限界について論じることには焦点を当てたからである。しかしながら、「グレーゾーン事態」については、かかる表現に適合した概念把握が十分になされているのか、という点には疑問が残った。現時点、「グレーゾーン事態」の概念把握については不十分である、というのが本稿筆者の認識である。「グレーゾーン事態」なる用語を正しく理解するためには、「グレーゾーン事態」の特徴を明らかにした上で、概念把握する必要がある。

そこで本稿は、東シナ海という地理的空間における「グレーゾーン事態」について、「グレー」という言葉に着目し、「白」でも「黒」でもない「グレー」という曖昧な「色」に見える理由は何か、という問題意識の下、その特徴の把握を試みるものである。その意味で、本稿は、前稿の序章的な論文として位置づけられる。

2 「グレーゾーン事態」の用例

「グレーゾーン事態」という言葉は、日本において、どのように使用されてきたのか、確認しておこう。現行の「防衛計画の大綱」に、次のような記述が見られる。

純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が、増加する傾向にある。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加しており、かつ、そのような事態における対応も長期化しつつある²

また、『防衛白書』においても次のような記述がある。

いわゆるグレーゾーンの事態は、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したものであるが、例えば以下のような状況がありうるものと考えられる。

- ① 国家などの間において、領土、主権、海洋を含む経済権益などについて主張の対立があり、
- ② そのような対立に関して、少なくとも一方の当事者が自国の主張・要求を訴え、または他方の当事者に受け入れさせることを、当事者間の外交交渉などのみによらずして、
- ③ 少なくとも一方の当事者がそのような主張・要求の訴えや受け入れの強要を企図して、武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用いて、問題に関わる地域において、頻繁にプレゼンスを示したり、何らかの現状の変更を試みたり、現状そのものを変更したりする行為を行う³。

上述のような説明について、森川幸一は次のように評する。

「グレーゾーン事態」を説明する際に用いられる「純然たる平時でも有事でもない事態」とは、日本が武力紛争の当事者となり、自衛隊の部隊が国際法上は自衛権を根拠に「武力の行使」を行うような事態ではないが、通常の警察力では対応できないような事態を比喩的に表現したものである⁴。

森川は、「グレーゾーン事態」＝「純然たる平時でも有事でもない事態」とは、「日本が武力紛争の当事者となり、自衛隊の部隊が国際法上は自衛権を根拠に『武力の行使』を行うような事態ではないが、通常の警察力では対応でき

ないような事態を比喩的に表現したもの」、と理解するのであるが、「グレーゾーン事態」の特徴をつかむ事に成功しているであろうか。疑問である。なぜなら、森川がいう「通常の警察力では対応できないような事態」に対しては、すでに自衛隊法上、治安出動や海上警備行動という行動類型が整備されており、なぜ今、「グレーゾーン事態」という「比喩的表現」を用いなければならないのか、という疑問への答えとしては、必ずしも説得的ではないように思われるからである。「白」でも「黒」でもない「グレー」という表現を用いなければならない理由に関する説明が不十分なのではなかろうか。

3 東シナ海における基本構造・・・中国の活動と日本の対応

そこで本稿においては、「グレーゾーン事態」について、何ゆえに「グレー」という表現をとらざるを得ないのか、「防衛計画の大綱」や『防衛白書』における説明を踏まえ、中国による東シナ海での活動を事例に、以下分析することとする。結論から述べると、昨今の中国の活動、あるいは今後あり得る活動とそれへの対応を全体として捉えた場合、「防衛計画の大綱」や『防衛白書』が記述するように、「グレー」という比喩的表現を用いざるを得ないことは確かである。以下、詳論してみよう。

中国による海域での活動は、主として法執行機関である海警⁵が実施している。他方、空域における活動は、主として海空軍が実施している。海域と空域における活動主体の質的相違点が見られるわけである。

海域は法執行活動（中国の場合は厳密には法執行活動と称する、というべきであることから、本稿では、さしあたり中国の海警の活動を法執行活動機関による行為と表現する）、空域は軍の活動である。構造的に把握すれば、そのように理解し得る。そして日本は、これらの中国の活動に対応するため、海域においては、法執行機関である海上保安庁が対応し、空域では航空自衛隊が、議会制定法である自衛隊法 84 条に基づき対領空侵犯措置⁶として対応している。

これらの状況を図化すると、次のとおりになる。

表1 東シナ海における中国の活動主体と日本の対応主体等

活動領域	中国の活動主体	日本の対応主体
空域	海・空軍	航空自衛隊
海域	海警＝法執行機関	海上保安庁

出所：本稿筆者作成。

表1で判明するように、異質な主体による活動が海域、空域それぞれにおいて、同時に行われているわけである。この主体の異質性と、それらが同時並行的に活動しているという点に着目する必要がある。

4 国際法上の評価

海域および空域における日中の活動を、海域と空域という空間の違いに着目し、それぞれ区別して考察すれば、海域では法執行機関同士の関係、空域では中国海・空軍と航空自衛隊との関係、と認識できる。空域、海域、それぞれにおいて活動主体を異にする活動を、おおむね同一の領域で同時に展開している。ここに東シナ海の安全保障環境の特徴の一つが見出されるように思われる。同一領域の海域と空域において質的に異なる活動主体を同時に展開させ、このため、海域と空域を一体的に、立体的に把握した場合、それが「グレー」に見えてしまう。特に、このような事態に国際法を適用しようとするとき、それが浮き彫りとなる。

では、何が問題なのであろうか。ある行為が武力の行使なのか、実力の行使なのか、という武力の行使／実力の行使の区分論に基づく国際法上の評価についてである。たとえば仮に、空域において、中国海・空軍が航空自衛隊の航空機に対し攻撃をしかければ、規模や目的にもよろうが、当該攻撃は武力の行使にあたりと評価されるであろう。

では、中国の海警が、日本の海上保安庁に対し、実力の行使をした場合はどうか。当該実力の行使は武力の行使にあたりと評価されるのであろうか。つまり、法執行機関による武力の行使があり得るのか、という問題である。

法執行機関は、軍事組織ではないことから、一つの考え方として、武力の行使の主体にはなり得ない、と考えることが可能である。しかしながら、仮に、

エア・パワー研究（第4号）

海警が、海上保安庁に対し、烈度の高い実力の行使を行ったり、あるいは尖閣諸島への過度な領海侵入を繰り返すなどの行為を実施した場合においても、武力の行使ではない、といえるのであろうか。ここに、法執行機関による行為の、国際法上の評価におけるグレー性が認められるのではなかろうか。この点に関し、近時、武力の行使にあたるのか否かの判断にあたって、その行為主体が法執行機関であるのか軍事組織であるのか、という組織の位置づけは決定的な判断基準にならない、と解する余地のある事例があるので紹介しておきたい。ガイアナ対スリナム事件における国際仲裁裁判所の判断である。森川幸一による、簡にして要を得た紹介を次に引用する。

ガイアナとスリナムの大陸棚の係争区域で、ガイアナとの石油利権契約に基づき地盤掘削活動を行っていたソーントン号（米国所有、カナダ会社傭船）に対して、スリナム巡視船が「12時間以内に立ち去らなければ、結果に責任は持てない」との警告を行った。ガイアナは、スリナム巡視船によるこうした威嚇が、ガイアナに対する武力（armed force）の行使にあたり、国連海洋法条約、国連憲章などの義務に違反すると主張した。他方、スリナムは、同国巡視船による措置は、係争大陸棚地域での無許可の掘削をやめさせるための合理的かつ均衡のとれた法執行活動であると主張した。仲裁裁判所は、国際法の下で、それが不可避であり、かつ合理的かつ必要である限りで、法執行活動における実力（force）の行使が認められる場合があるとのスリナムの主張を認めつつも、本件の状況下では、スリナムの行動は、単なる法執行活動というより軍事活動（military action）の威嚇に近いとして、国連海洋法条約、国連憲章および一般国際法の下での「武力の行使の威嚇（threat of use of force）」を構成すると結論づけた⁷。

東シナ海における海警の活動について、ガイアナ対スリナム事件における国際仲裁裁判所の判断を踏まえれば、当該海警の活動が場合によっては「武力の行使」を構成すると判断され得る可能性があるわけである⁸。

さらに海警は、法執行機関とはいえ、軍事組織としての性質を有するのではないか、という疑問も呈されている。ここでは、海警それ自体の組織の性格が、曖昧である点、すなわち「グレー」であることについて指摘しておく。すなわ

ち、海警は、純粋な法執行機関ではなく、軍事組織の性質を有する、というのである。海上自衛隊の山本勝也は、次のように指摘する。

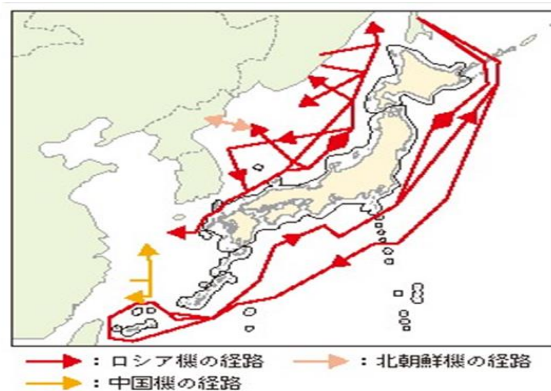
「中国軍網」や「武警網」等の官制メディアのHPを検索してみると、新たな中国海警も従前どおり武警の構成要素であり、引き続き中国の「武装力量を構成」しているものと見えても不思議ではない。中国海警が武警の一部であるとすれば、彼らの法執行活動が、ある時期、何かを契機に軍事活動（防衛作戦）に変更しうることが我々は理解しておく必要がある⁹。

まとめれば、海警については、この活動につき、国際法上、武力の行使と判断されるのか、あるいは単なる実力の行使と判断されるのか、全体として「グレー」と認識せざるを得ない点、さらには、海警の組織の位置づけについても、軍事組織性が見出せるという指摘もあり、この組織の位置づけも「グレー」である。次に、実際の中国の活動について確認する。

5 中国の活動の実際

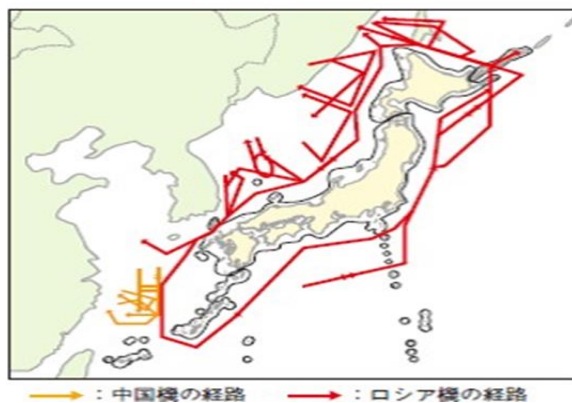
『防衛白書』を用いて確認してみよう。次の図は、平成 22 年度、同 24 年度、同 26 年度、同 28 年度に公表された『防衛白書』の航空機の航跡図である。

図 1 航跡図（平成 21 年度）



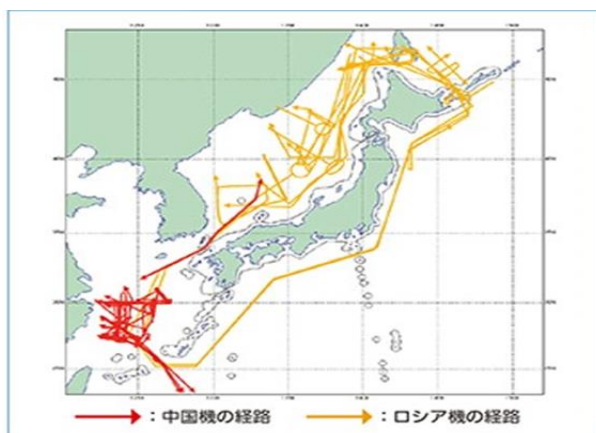
出所：平成 22 年版 防衛白書

図2 航跡図（平成23年度）



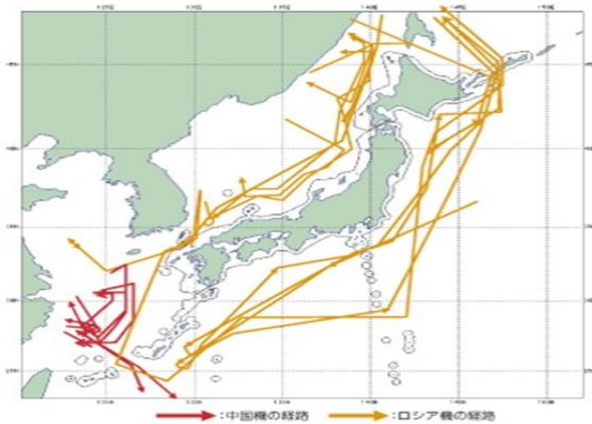
出所：平成24年版 防衛白書

図3 航跡図（平成25年度）



出所：平成26年版 防衛白書

図4 航跡図（平成27年度）



出所：平成28年版 防衛白書

なお、白書において、中国機と記載されているのは、軍所属以外の航空機をもカウントしているからであると推測できるが、この航跡図の意味を解説するにあたっては、中国海・空軍機をまとめて中国軍機として記述する。

さて、これら『防衛白書』に掲載されている航跡図をみると、中国軍機の飛行パターンが複雑化していることが判明する。図1を見てみよう。中国軍機の航跡は、非常に単純なものである。他方、図4における中国軍機の航跡図を見てみると、図1に比し、複雑化していることがわかる。この変化の原因は、飛行回数それ自体が増加していること、さらには目的に応じて、あるいは機種ごとにさまざまな飛行パターンが用いられていることに求められるであろう。さらに、図3と図4の航跡図から、一部の中国軍機が太平洋まで飛行していることも明らかである。これらの旧から新の図に目を移すとき、中国軍機の活動の活発化の一端を理解することができる。このような中国軍機の活動に対し航空自衛隊は、対領空侵犯措置の一環として、厳正に対応している。

対領空侵犯措置に伴う緊急発進回数および、それに占める対中国の割合は表2のとおりである。

エア・パワー研究（第4号）

表2 緊急発進回数

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度
総回数	386回	567回	943回	1168回
対中国	96回	306回	464回	851回

出所：防衛白書等、防衛省発表資料をもとに本稿筆者が作成。

なお、対領空侵犯措置は、あくまでも、相手国の動きに応じる、受動的な活動であり、こちらから行う挑発的な行為ではない。したがって、中国の空域における活動の活発化は、航空自衛隊の対領空侵犯措置に対する反応でないことに留意しなくてはならない。

また、平成25年11月、中国は「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行するに際しては、中国側の規則に従うことを義務付けるような宣言を行うとともに、それに従わない場合には、「防衛的緊急措置」をとるという、国際法に則らない発表を行ったことも忘れてはならない。

次に、海域での中国の活動に目を転じてみよう。

最近の尖閣諸島周辺海域における中国海警等の活動状況を表にすると、次のとおりとなる。

表3 尖閣諸島周辺海域における中国海警等による接続水域内入域および領海侵入隻数

	平成28年				
	8月	9月	10月	11月	12月
接続水域内入域隻数	147隻	54隻	29隻	56隻	35隻
領海侵入隻数	23隻	8隻	8隻	12隻	10隻

	平成29年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
接続水域内入域隻数	37隻	49隻	47隻	82隻	94隻	56隻
領海侵入隻数	10隻	7隻	10隻	12隻	12隻	12隻

出所：海上保安庁発表資料をもとに本稿筆者が作成。

表3によれば領海侵入隻数は、平成28年8月の23隻をピークに、その後平準化していることが判明する。一方、接続水域内入域隻数については、平成28年8月の147隻をピークに平準化しているようにもみえるが、平成29年4月および5月においては増加している。接続水域内入域も、領海侵入もともに偶然ではあり得ず、意図的なものであると思われ、中国海警等の活動については注視しなくてはならない。

さて、海域での海警の動きが落ち着いているように見える一方、空域での中国軍機の活動の活発化は、東シナ海での際立った特徴である。そのため、空域における航空機同士の偶発的な事故や中国の積極的な企図に基づく危険な行為等が行われた場合の対応要領を事前に検討しておく必要がある。航空機の数、機動性の高さに鑑みたとき、空域における中国軍機の動きには、特に注意を払う必要がある。

6 むすびにかえて

以上、「グレーゾーン事態」について、東シナ海を事例として分析を試みた。本稿「はじめに」で疑義を呈した、森川幸一による、「通常の警察力では対応できないような事態を比喩的に表現したもの」という「グレーゾーン事態」理解の問題性は、少なくとも明らかにし得たものと思われる。東シナ海で展開されている「グレーゾーン事態」は、「通常の警察力では対応できないような事態」を「比喩的に表現したもの」ではない。より内容のある事態である。つまり、われわれの認識を迷わせるものがあり、単なる「比喩的表現」ではない。白黒ははっきりさせることを困難にさせ、グレーとして認識してしまう事態、これが「グレーゾーン事態」である。

では、東シナ海での出来事において、グレーであること、つまり、白黒ははっきりさせることができない、あるいは、はっきりさせにくい事態の内実を本稿での分析結果に照らし整理してみよう。

- ・ 東シナ海における大枠の特徴は、海域においては法執行機関が、空域においては軍事組織が活動および対応しており、海域、空域の活動主体の性質が異なり、統一的に事態を把握することが困難であること。
- ・ 海警は、組織の性質上、純粋な法執行機関か、それとも軍事組織として

エア・パワー研究（第4号）

の性質をも有する組織として理解すべきか、判断に迷う点があること。

- ・ 海警の活動は、ガイアナ対スリナム事件における国際仲裁裁判所の判断を踏まえれば、国際法上、場合によっては武力の行使を構成すると判断し得るのかどうか。これらのコロラリーから、空域では武力の行使である場合でも、海域では単なる実力の行使として捉えるのか、それとも海域でも武力の行使として捉えるのか、判断が困難な場合があること。

以上、東シナ海における「グレーゾーン事態」の特徴の一端について検討したが、このような特徴を有する「グレーゾーン事態」において、一貫した危機管理を行う上で、現行制度が最適か否か、検証が必要である。この点、前稿において、次のような問題提起をしていたが、ここで再掲しておく。

危機管理とは、挑戦国に対する政治、外交、軍事等の諸機能一体となった、威嚇による説得、場合によっては譲歩するという、戦争防止のための複雑かつ流動的な諸活動全体から構成されるのであり、このような性格を有する危機管理の一環として活動する自衛隊を何らかの法形式で規律するとして、その場合、そもそも議会制定法である法律という規律形式になじむのか、あるいは法律での規律が適切か、検討の余地が生じるように思われる・・・中略・・・その際、現行の自衛隊の行動類型や事態区分について、あわせて見直しが必要となるかもしれない¹⁰。

なお、本稿では検討の対象とはしなかったが、上述のような「グレーゾーン事態」に際し、さらに「サイバー空間」での対立や「宇宙空間」での対立があわせて惹起した場合には、さらに複雑な対立構造が生じることとなり、これらを全体として、どのように把握するのか、という課題もある。この点を踏まえたポーランドの Miroslaw Banasik は、グレーゾーンについて、次のように論じている。

武力紛争の理論的観点からすると、グレーゾーン紛争は、戦争という定義の基準を満たすわけではない。しかしながら、今日におけるグレーゾーンは、公的なドクトリンがないなど理論が構築される前から、すでに生じているのである。何が白で、何が黒

「グレーゾーン事態」分析（山下愛仁）

であるのか、を明確に区別することは、理論的には比較的単純である。それにもかかわらず、新しい技術的発見、情報の重要性、国家機能や市民生活の領域がヴァーチャル世界に移転していることは、現代の紛争を平和か戦争か明確に区別することを困難にしている。また、不確実性も、将来戦のモデルを予測することを難しくしている。今日の戦闘の形式や方法の組み合わせが、今後どのように適用されるのかを指摘することは困難である。確かなことは、グレーゾーンにおける非正規戦というものは、無視し得ない、ということである。認識を深めることにより、グレーゾーンが提起する課題を直視することに役立つグレーゾーンのパラダイムを理解する努力をすべきである。グレーゾーンにおいて巧みに運用することは、確かに安全保障や利益の保護を向上させるであろう¹⁾。

Banasik が論じるグレーゾーン概念は、本稿で論じた東シナ海の状況を念頭においたものではないことから、本稿が検討の対象としたグレーゾーン概念と必ずしも同一ではないようにも思われるが、それでも彼の指摘は傾聴に値する。Banasik が指摘するように、グレーゾーンの問題に関する課題を直視し、理解することの重要性の指摘は、日本の問題でもあるからである。「グレーゾーンにおいて巧みに運用することが安全保障や利益の保護を向上させる」という認識についても、同意せざるを得ない。安全保障を全うするという観点から、まずは、グレーゾーンの内実をはっきりさせ、なにゆえ「黒」でも「白」でもなく、「グレー」に見えるのかを、日本の状況に照らし明らかにすることが必要である。本稿は、その取組みの一端である。

最後に、いくつかの問題提起をして、稿を閉じることとする。そもそも中国軍機の東シナ海での活動の活発化と、それに伴う一部太平洋まで展開させる動きは、何を意図するものであるのかをはっきり特定することが必要であろう。中国軍機や海警の活動が活発であることは事実である。この点、中国の意図の理解を踏まえた次のような懸念が示されていることは留意されるべきであろう。

中国による透明性を欠いた軍事力の増強と積極的な海洋進出が地域の軍事バランスを急速に変化させつつある中、東シナ海及び南シナ海における中国による既存の国際

エア・パワー研究（第4号）

法秩序とは相容れない独自の主張に基づく現状変更の試みは、誤解や誤算に基づく不測の事態を招くリスクを高めるおそれを含め、わが国を含む地域・国際社会の安全保障上の懸念となっている¹²。

日本が自国の安全保障を全うするためには、中国の活動に対する、しっかりとした「抑止」、「危機管理」、「対処」のあらゆる局面での戦略の検討とその策定が必要であろう。特に「危機管理」においては、外交の役割と自衛隊の役割に関する統一的考え方の整理、その上で、統合運用の見地から、海域、空域で活動するアセットの性質や特性を踏まえた総合的で一貫性のある戦略の策定が必要となろう¹³。さらに、日中相互の「誤算や誤認」を回避するためにも、中国の意図の解明¹⁴が望まれるし、その際、中国の意思決定の仕組みや彼らの認知枠組みがどのようになっているのか、という視点からの検討¹⁵も望まれる。

1 拙稿「『グレーゾーン事態』への対応方法としての危機管理——その有用性と限界——」エア・パワー研究3号、2016年、38～58頁。

2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（閣議決定）。

3 『平成28年版 防衛白書』2頁注1。

4 森川幸一「グレーゾーン事態対処の射程とその法的性質」国際問題648号、2016年、36頁。

5 なお、海警の性格については、本稿注9をも参照。

6 なお、対領空侵犯措置の法的性質については、警察作用であるとする考え方と、一種の防衛作用であるとする考え方に大別できる。かつて本稿筆者は、理論の見地から、対領空侵犯措置は一種の防衛作用ではないか、と論じたことがある。拙稿「自衛隊法84条の意義に関する若干の考察」拙著『国家安全保障の公法学』（信山社、2010年）、所収（初出1999年）参照。最近では森本敏元防衛大臣による対領空侵犯措置の法的性質

に関する次のような発言が注目される。「領空というのは領土や領海の上空ですから侵犯されているのは国家の主権である。そう考えると領空侵犯対処は、警察作用のように見えるが実際はそうではなく、警察作用を超えて防衛作用に近いものではないかと思えます。だからどの国でも国際慣習上、領空侵犯対処は戦闘機でやるんです。戦闘機で対応する理由は、それが警察活動ではないからです」（森本敏・石破茂・西修『国防軍とは何か』（幻冬舎ルネッサンス新書、2013年）、185～186頁）。

7 森川幸一「武力行使とは何か」法学セミナー661巻、2010年、13頁。

8 問題は、武力の行使と単なる実力の行使を区別する基準如何、ということになるが、これらを区別する考え方には、いわば実力の量を重視する「規模と効果」を基準とする考え方と、他方、実力の量を基準とするのではなく「明確な敵対的意図」を基準とする考え方がある。この点については、さらなる研究が望まれる。また、ガイアナ対スリナム事件を踏まえ、自衛隊以外の日本の機関や私人が、国際法上、「武力の行使」の主体となり得ることを指摘するものに、黒崎将広「自衛隊による『武器の使用』は『武力の行使』とは違う？」、森川幸一他編『国際法で世界がわかる』（岩波書店、2016年）、272～286頁がある。

9 山本勝也「中国防駐官の見た中国（その15）」海上自衛隊幹部学校HP <http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/ssg/topics-column/col-059.html>（2017年3月21日アクセス）。

10 拙稿・前掲注1、58頁。

11 Mirosław Banasik, "Unconventional war and warfare in the Gray Zone," *Journal of Defense Resources Management*, 7, 2016, p.44.

12 防衛白書・前掲注3、2頁。

13 防衛研究所『諸外国・軍事機構における抑止戦略について（FDOの観点から）』（平成27年度特別研究成果報告書）参照。

この防衛研究所の研究において、標題のカッコ内のFDOとは、「一般に柔軟抑止選択肢（Flexible Deterrent Options : FDO、以下「FDO」という。）と呼ばれ」（1頁）ると説明し、さらにその意義を「平時又は危機に際し、国家の諸力を駆使して行う抑止に立脚した各種行動の選択肢を意味している」（同頁）と説く。この点、本稿との関連で述べれば、柔軟抑止選択肢（FDO）は、抑止のフェーズのみならず、抑止失敗

後の危機管理＝強制外交のフェーズに際しても、その考え方を具体化するツールとして有効であるように思われる。しかしながら、実効性ある柔軟抑止選択肢（FDO）を構想、策定するにあたっては、本稿で指摘したように、外交と軍事の役割のあり方、統合運用の見地からの領域やアセットの特性、相手国の意思決定のあり方等の整理がまずなされなくてはならないように思われる。その上で、柔軟抑止選択肢（FDO）を策定するという、手順を踏んだ検討が望まれる。

14 東シナ海での中国の活動の意図、あるいは真意については、いわゆるサラミ・スライス戦略を適用して、自国の権益拡大のため既成事実化を図ることにある、という仮説があり得る。増田雅之も次のように論じる。「実際の中国の動向から、尖閣諸島をめぐるこれまでの主権主張の強化に加えて、中国自身による尖閣諸島の実効支配に向けた取り組みを実行する段階に入った可能性もある」防衛研究所編『東アジア戦略概観 2017』防衛研究所、2017年、85頁。しかし、なぜ、このような考え方をそもそも中国は適用しているのかについては、判明していない。

15 この点の学説状況については、さしあたり、土山實男「政策決定の心理学的アプローチ」白鳥令編『政策決定の理論』（東海大学出版会、1990年）、88～118頁が有益である。